

平成22年度 移動支援サービス技術研究支援事業 実施要綱

我が国では、高齢化が急速に進み、今後大幅な人口減少や少子化が見込まれる中、全ての人々が社会参画し、個性と能力を発揮し、自己実現を図っていただけるような「ユニバーサル社会」の実現は、国民共通の課題となっています。

国土交通省では、昨年度より、ICT等を積極的に活用し、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが必要に応じ、移動に関する情報を入手し、積極的に活動できるバリアフリー環境をソフト施策の面から構築することを目的としたモビリティサポートサービスの普及・展開に向けた施策を推進しています。

移動支援サービス技術研究支援事業（以下、「本事業」という。）では、ICTを活用した歩行者の移動支援の研究テーマに関する技術研究の提案を広く公募し、提出された研究企画案を審査の上、優秀な研究企画案に対し、研究委託の形式による助成を行うものです。

なお、モビリティサポートの概要は、以下のサイトに掲載しているので参照されたい。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000023.html

(1) 支援対象者

支援対象者は、日本国内で技術開発や研究活動を行っている、以下のいずれかに該当する機関又は研究者とします。

1. 歩行者の移動支援技術に関する調査検討を行う機関又は当該機関に所属する研究者（ただし、国又は地方公共団体に所属する機関及び当該機関に所属する研究者を除く。）
2. 学校教育法による大学の学部、大学院、短期大学又はこれらに附属する機関又は当該機関に所属する研究者
3. 地域づくり、まちづくり等に取り組んでいる特定非営利活動促進法第2条第2項の規定により設立された特定非営利活動法人又は当該機関に所属する研究者
4. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定により認定を受けた公益法人及び旧民法第34条の規定により設立された法人等で調査研究を行う機関又は当該機関に所属する研究者

(2) 研究テーマ

支援の対象となる研究テーマは、以下のテーマのいずれかに関するものとします。

《テーマ1》『歩行者の移動支援に必要な高精度の位置特定技術』

歩行者の現在位置を精度良く特定し、高齢者、障がい者等の歩行を確実に支援できる技術研究

《テーマ2》『視覚障がい者に対する音声等による移動支援システム』

視覚障がい者が快適かつ安全に移動できるよう、自らの位置や、周辺のバリア(段

差、階段、歩道の有無等)情報を音声等での確かつシームレスに入手できる技術研究

《テーマ3》『障がい者の身体特性にあった情報提供技術』

聴覚障がい者に対する自転車の接近情報を振動等で伝達する技術など、障がい者の属性に適合した個別の情報提供に関する技術研究

《テーマ4》『モビリティサポート技術の標準化に向けた研究』

現在実現されている、又は実現される見込みのあるモビリティサポートサービスの技術の標準化に関する研究

(3) 委託金額、範囲及び件数

1. (2)に掲げたテーマに基づき、1件あたりの委託金額の上限を500万円程度を目安とし、平成22年度の全体事業費約1500万円の範囲内での実施を予定しています。
(採用件数に応じ、委託金額が変動する場合があります)

2. 委託金の使途は、研究に直接必要な費用(以下、「直接経費」という)及び間接経費(直接経費の10%以内)とし、直接経費の内訳は人件費(研究者本人に係るものは除く)、資料費、消耗品費、旅費(東京で開催する最終報告会に出席するための費用を含む)、印刷製本費等とします。

委託金の使途については、研究終了後に(所定の書式で)会計報告書を提出していただきます。金額のいかに係わらず領収書(写しで可)を添付してください。収支報告書に不備がある場合は、再提出をお願いする場合があります。

3. 以下の場合には委託金の全部、または一部の返還を求めることがあります。

- ア. 委託金を、委託に係る研究内容以外の用途に使用した場合
- イ. 委託を受けた研究を中止、もしくは著しくその規模を縮小した場合
- ウ. 委託に係る研究を遂行する見込みが立たなくなった場合
- エ. 委託対象者に故意または過失の不正行為があった場合
- オ. 成果報告、会計報告の作成・提出などに関して委託対象者が義務を遂行しない、もしくは著しく反する行為があった場合
- カ. その他、事務局が不適切と判断した場合

(4) 委託方法

国土交通省と支援対象者の所属する機関との間で研究支援に関する委託契約を締結して行います。

なお、応募される前に、国土交通省と契約締結可能か確認することをお勧めします。

(5) 委託条件

本事業の支援対象者は、以下の条件を遵守しなければなりません。

1. 研究内容は、支援対象者及び他の機関による既往の研究、もしくは他の研究助成機関等からの助成を予定している研究の内容と重複するものであってはならないこと。
2. 支援対象者は、研究成果を取りまとめた研究成果報告書(要旨及び本編により構成し、日本語に限る)を 5 部及び CD-R、MO などの電子媒体を指定の期日までに提出しなければならないこと。
3. 支援対象者は、別途指定する方法により、研究成果に関する報告及び会計報告を行わなければならないこと。
4. 研究成果は、国土交通省に帰属するものとし、本報告書の一部又は全部をホームページに掲載することができるものとする。

支援対象者は、当該研究成果を発表する場合、「移動支援サービス技術研究支援事業を活用して行った研究の成果」であることを表示しなければならないこと。

また、国土交通省は、支援対象者に対して当該研究成果の活用状況について調査することがあること。

ただし、当該研究により発生した特許等の知的財産権については、産業活力再生特別措置法第 30 条（日本版バイ・ドール条項）の規定に基づき、一定の条件を付した上で研究者又は研究者の所属する法人に帰属すること。

5. その他、委託にあたり必要な条件、事項は、別途定めるところによること。

※ 同一の機関が、複数の応募申請をすることは可能です。

(6)申請方法

以下の書類を一つの封筒に収め、平成 22 年 9 月 24 日（金）までに、事務局あて、郵送等（宅配便、バイク便等を含む）又は持参により提出してください。封筒には、「平成 22 年度移動支援サービス技術研究支援事業 応募書類在中」と赤字で明記願います。

1. 申請者の氏名、専攻分野、所属機関の名称等を記載した申請書（別紙様式 1 ）
2. 研究の課題、目的、内容等を記載した研究計画書（別記様式 2 で 3 枚程度）及び研究計画表（別記様式 2 - 2）
3. 研究に要する費用の研究費用予定内訳書（別記様式 3）
内訳には人件費、資料費等としてその実態に即した科目を用いてください。
4. 同意・誓約書（別記様式 4）

提出にあたっての注意

※ 郵送等、持参の場合も電子媒体を添付してください。文書は Word で作成、PDF 版を添付してください（手書きの場合は楷書で記載）。

※ 郵送等で提出する場合、9 月 24 日（金）必着を有効とします。宅配便、メール便は 9 月 24 日（金）17 時までに届くものでご利用ください。

※ E-mail で提出する場合、9 月 24 日（金）17 時台発信のものまで有効とし、同意書・

誓約書については署名捺印した書類を同日必着で郵送してください。

※ 持参の場合、事務局の受付時間は 9：30－17：00（土・日・祝休日は定休）です。17：00 を過ぎる場合は、事前にご連絡ください。

※ 提出文書は返却いたしませんのでご了承下さい。

問合せ及び応募先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2－1－3 中央合同庁舎 3 号館 2 階

政策統括官付参事官付 調整第二係（モビリティサポート担当）

電 話： 03-5253-8794

E-mail： g_stk_san@mlit.go.jp

(7)提案書の審査及び委託対象の決定

国土交通省は、本要綱に基づき提出された提案書を審査の上、有識者等を構成員とする第三者委員会からの助言・意見を踏まえ、有意義と認められる研究案件を選び、委託対象として決定します。

(8)審査結果の通知

審査結果については、申請書記載の代表者に E-mail でその所属機関に郵送で通知します（9 月下旬予定）。

また、助成対象となった研究については、研究テーマ及び支援対象者をホームページ等で公表します。なお、審査内容に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

(9)スケジュール

平成 22 年	9 月 24 日 応募締切り
	10 月上旬 選考結果通知、研究委託契約締結
	10 月上旬 研究開始
平成 23 年	3 月上旬 研究成果報告会
	3 月中旬 研究成果報告書、会計報告書の提出